

広島県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和三十七年広島県選挙管理委員会告示第五十四号（選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額）の一部を次のように改正する。

平成三十年十月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

柱書中「及び専ら」を「専ら」に改め、「（自動車、拡声機及び船舶の使用）」を「第一項」に改め、「選挙運動のために使用する者」の次に「専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第四百二十二条の三第一項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第四百三十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者」を加える。

第一号（か）中「茶菓子」を「茶菓料」に改める。

第四号（い）中「（自動車、拡声機及び船舶の使用）」を「第一項」に改める。

第四号（え）を次のように改める。

（え）専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。